

第4回定例会会議録

令和4年12月12日（月）

開 議 午前10時00分

○議長（五味高明君） おはようございます。これより本会議を再開します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

- ―――日程第 1 議案第 87号 職員の定年等に関する条例の一部を
改正する条例案について―――
- ―――日程第 2 議案第 88号 職員の再任用に関する条例を
廃止する条例案について―――
- ―――日程第 3 議案第 89号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例案について―――
- ―――日程第 4 議案第 90号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を
改正する条例案について―――
- ―――日程第 5 議案第 91号 御代田町人事行政の運営等の状況の公表に関する
条例の一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第 6 議案第 92号 公益的法人等への職員の派遣等に関する
条例の一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第 7 議案第 93号 御代田町職員の懲戒に関する条例の一部を
改正する条例案について―――
- ―――日程第 8 議案第 94号 御代田町企業職員の給与の種類及び基準に
関する条例の一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第 9 議案第 95号 御代田町職員の分限に関する条例の一部を改正する
条例案について―――
- ―――日程第 10 議案第 96号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例案について―――

- ―――日程第11 議案第 97号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する
条例の一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第12 議案第 98号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第13 議案第 99号 御代田町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当
及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
について―――
- ―――日程第14 議案第100号 御代田町第2号会計年度任用職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第15 議案第101号 御代田町個人情報保護に関する法律施行条例を
制定する条例案について―――
- ―――日程第16 議案第102号 御代田町公文書公開条例の一部を改正する
条例案について―――
- ―――日程第17 議案第103号 御代田町行政不服審査会条例の一部を改正する
条例案について―――
- ―――日程第18 議案第104号 令和4年度御代田町一般会計補正予算案（第7号）
について―――
- ―――日程第19 議案第105号 令和4年度御代田町国民健康保険事業勘定
特別会計補正予算案（第2号）について―――
- ―――日程第20 議案第106号 令和4年度御代田町介護保険事業勘定
特別会計補正予算案（第3号）について―――
- ―――日程第21 議案第107号 令和4年度御代田町後期高齢者医療
特別会計補正予算案（第3号）について―――

○議長（五味高明君） これより、12月2日の本会議において、各常任委員会に付託となり、審議、審査願いました議案について、日程に従い、各常任委員長からの報告を願います。

初めに、総務福祉文教常任委員会に付託した日程第1 議案第87号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案についてから、日程第21 議案第107号 令和4年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第3号）についてまでを一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、一括議題とします。

本案については、総務福祉文教常任委員長の審査報告を求めます。

池田るみ総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 池田るみ君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(池田るみ君) 3ページをお開きください。

令和4年12月12日

御代田町議会議長 五味高明様

総務福祉文教常任委員長 池田るみ

委員会審査報告書

議案第 87号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第 88号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例案について

議案第 89号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第 90号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第 91号 御代田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第 92号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第 93号 御代田町職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第 94号 御代田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第 95号 御代田町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第 96号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第 97号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部

を改正する条例案について

議案第 98号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第 99号 御代田町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第100号 御代田町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第101号 御代田町個人情報保護に関する法律施行条例を制定する条例案について

議案第102号 御代田町公文書公開条例の一部を改正する条例案について

議案第103号 御代田町行政不服審査会条例の一部を改正する条例案について

議案第104号 令和4年度御代田町一般会計補正予算案（第7号）について
（総務福祉文教常任委員会付託分）

議案第105号 令和4年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第2号）について

議案第106号 令和4年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第3号）について

議案第107号 令和4年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第3号）について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（五味高明君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、議案第104号については、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告を願います。

○町民建設経済常任委員長（内堀喜代志君） なし。

○議長（五味高明君） 報告事項ないものと認めます。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第87号から議案第107号については、討論を省略し、直ちに一括して採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、議案第87号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第88号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例案について、議案第89号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第90号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第91号 御代田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第92号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第93号 御代田町職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第94号 御代田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第95号 御代田町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第96号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第97号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第98号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第99号 御代田町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第100号 御代田町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第101号 御代田町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定する条例案について、議案第102号 御代田町公文書公開条例の一

部を改正する条例案について、議案第103号 御代田町行政不服審査会条例の一部を改正する条例案について、議案第104号 令和4年度御代田町一般会計補正予算案（第7号）について、議案第105号 令和4年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第2号）について、議案第106号 令和4年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第3号）について、議案第107号 令和4年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第3号）については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第22 議案第108号 令和4年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第3号）について―――

―――日程第23 議案第109号 令和4年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第3号）について―――

○議長（五味高明君） 続いて、町民建設経済常任委員会に付託した日程第22 議案第108号 令和4年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第3号）についてと日程第23 議案第109号 令和4年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第3号）についてを一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、一括議題とします。

本案については、町民建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

内堀喜代志町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 内堀喜代志君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（内堀喜代志君） 5ページをお願いします。

令和4年12月12日

御代田町議会議長 五味高明様

町民建設経済常任委員長 内堀喜代志

委員会審査報告書

議案第108号 令和4年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第3号）について

議案第109号 令和4年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第3号）につ

いて

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（五味高明君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第108号と議案第109号については、討論を省略し、直ちに一括して採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。

よって、議案第108号 令和4年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第3号）について、日程第109号 令和4年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第3号）については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第24 陳情第5号 国土交通省告示第98号の履行に関する陳情―――

―――日程第25 陳情第6号 最低制限価格の設定に関する陳情―――

―――日程第26 陳情第7号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と

処遇改善を求める陳情―――

○議長（五味高明君） 日程第24 陳情第5号 国土交通省告示第98号の履行に関する陳情、日程第25 陳情第6号 最低制限価格の設定に関する陳情、日程第26 陳情第7号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める

陳情について、総務福祉文教常任委員長報告を求めます。

池田るみ総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 池田るみ君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(池田るみ君) 6ページをお願いいたします。

陳情審査報告書

1. 審査の結果

(1) 採択とすべきもの

1. 件名 陳情第5号 国土交通省告示第98号の履行に関する陳情

(12月2日の議会において付託)

2. 件名 陳情第6号 最低制限価格の設定に関する陳情

(12月2日の議会において付託)

3. 件名 陳情第7号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情

(12月2日の議会において付託)

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、以上報告します。

令和4年12月12日

御代田町議会議長 五味高明様

総務福祉文教常任委員長 池田るみ

○議長(五味高明君) 陳情第5号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

陳情第5号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、陳情第5号 国土交通省告示第98号の履行に関する陳情については、委員長報告のとおり決しました。

続いて、陳情第6号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

陳情第6号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、陳情第6号 最低制限価格の設定に関する陳情については、委員長報告のとおり決しました。

続いて、陳情第7号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

陳情第7号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、陳情第7号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第27 閉会中の継続調査の件について―――

○議長(五味高明君) 日程第27 閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

総務福祉文教常任委員長、町民建設経済常任委員長、議会運営委員長、広報公聴常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

―――日程第28 意見案第3号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と

処遇改善を求める意見書(案)について―――

○議長(五味高明君) 日程第28 意見案第3号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書(案)についてを議題とします。

意見書案は、お手元に配付しましたとおり、本案について、趣旨説明を求めます。

池田るみ総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 池田るみ君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(池田るみ君) 意見案第3号 安全・安心の医療・介護実現

のため人員増と処遇改善を求める意見書（案）の趣旨説明を行います。

新型コロナウイルス感染の拡大により、医療崩壊や介護崩壊が現実となりました。これは医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。人手不足を解消するために過酷な夜勤や長時間労働などを解消するために、労働時間規制を含めた実効ある対策が必要となっています。

自然災害時の対応や新たな感染症に備えるために中心となる公立、公的病院や保健所の拡充などの機能強化も求められます。また国民誰もが安心して医療介護を利用できるよう保険料や一部負担金の負担軽減が必要です。

以上のことから、本意見書を提出する次第です。議員各位のご賛同をよろしくお願ひ申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長（五味高明君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

意見案第3号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。

よって、意見案第3号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書（案）については、原案のとおり決しました。

ただいま、内堀綾子議員、ほか1名から、小園拓志町長の不適切な行政運営の調査に関する決議案が提出されました。

本決議案を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることについて採決します。

この決議案を追加日程第1として議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

着席ください。起立少数であります。

よって、決議案は否決されました。

ただいま、町長から議案1件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第110号を追加日程第1とし、議題とすることに決しました。

追加日程資料を追加しますので、暫時休憩します。そのまま自席でお待ちください。

(午前10時25分)

(休憩)

(午前10時26分)

○議長(五味高明君) 休憩前に引き続き本会議を再開します。

――追加日程第1 議案第110号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について――

○議長(五味高明君) 追加日程第1 議案第110号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(総務課長 荻原春樹君 登壇)

○総務課長(荻原春樹君) 追加議案書2ページをご覧ください。

議案第110号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和4年12月12日 提出

御代田町長 小園拓志

次の3ページ、改め文をご覧ください。

本条例は、所定の手続を踏まずに行った一連の事務処理に対する責任を取り、町長の給料月額を減額するものとして、本条例の一部を改正するものです。改正概要につきましては、令和5年1月の給料月額を73万3,000円から20%減額をし、58万6,400円とするものです。

附則としてこの条例は、令和5年1月1日から施行するものです。

次の4ページは、新旧対照表です。

以上のとおりご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 議席番号12番、市村千恵子です。お聞きいたします。

今提案理由の説明がありましたけれども、説明になっていないと思います。

12月9日、全員協議会で私たち議員に説明したことを、この場で説明しないのはなぜなのか。全協で説明したことを述べるのが、それが町民への説明責任を果たすことではないかということで説明を、疑義が、今の提案説明では分からないので説明お願いしたいですが。

○議長（五味高明君） 暫時休憩します。

（午前10時29分）

（休 憩）

（午前10時41分）

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

荻原総務課長。自席で。

○総務課長（荻原春樹君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

今回の事務処理の内容につきましては、令和3年4月、町内の一般社団法人が日本財団宛てに提出をしました令和3年子ども第三の居場所事業に係る申請に添付した子ども第三の居場所事業を実施の連携協働体制についての書類について、町長の指示に従って職員が動き、それにより規則の違反が起きてしまったというものでございます。

いわゆる実行責任は町長にあるものであります。また今回、印を押した職員、そ

して、その上司である課長についても役場内部の指導上の措置ということで、それぞれ注意をさせていただいてあります。これにつきましても通常の規則違反と異なり、町長の指示の下動いたということが背景にあり、いわゆる懲戒処分ではないレベルの注意にとどめたということです。

ただしそういうことではありますが、そのような措置を取ることになってしまい、職員に迷惑をかけてしまったことを町長自身深く反省すると、こういうことから、今回このような減額の措置をとったところでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 12番、市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） それでは、20%の給与減額という内容でありますけれど、この根拠はいかがでしょう。

○議長（五味高明君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

今回の20%、1か月の根拠でございますが、職員には懲戒処分等に係る指針に標準例が定められておりますけれども、町長にはそのような基準があるわけではございません。今回、町長自身が反省の上に決断した内容でございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 12番、市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 今、実行責任は町長にあると総務課長の答弁でしたけれども、この一連の処理に対して全協では「実行責任は私にある」と、町長明確にお答えになったんですけど、それは実行責任は町長ということですか。

○議長（五味高明君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原春樹君） 全協で説明をさせていただいたとおりでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 12番、市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、議案に対し反対の方の発言を許可します。

○議長（五味高明君） 市村千恵子議員。

（12番 市村千恵子君 登壇）

○12番（市村千恵子君） 追加日程第1 議案第110号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について、反対の立場から討論を行います。

今回の条例改正の内容は、一般社団法人御代田の根が日本財団の助成金を活用して、子ども第三の居場所づくりのコミュニティ事業申請に必要な自治体協力届出書（様式B）の公文書を稟議を通さず町長が独断で書類を作成し、町の公印規則に反して職員に押印させ、押印記録も残していなかった問題について責任を取って20%、1か月の給与減額にするという内容です。

他の市町村での事例を見ても、給料の減額で済む問題ではないと思います。

1点目は、自分の行ったことの重大さが分かっていないことです。町長自身が規則違反を軽微なミスとの捉え方をしている点です。規則違反が発覚した9月議会での閉会挨拶では、「私の手続上のミスにより、役場の規定違反となってしまったことが問題となりました」と述べておられました。この発言には大変驚きました。職員、課長、副町長、誰1人知らない中で、町長が独断で公文書を作成したこと、公印規則に違反して職員に押印を頼み、押印記録も残さず、一時期町長と同居されていたご夫婦が幹部となっている団体に、申請書類を渡したこと、一連のこの事務処理を手続上のミスと言う。

さらに町長は、町長という重責にありながら、役場の中のルールをしっかりと認識することなく、軽率な行動に出てしまったことを、「深く反省しております」と陳謝しましたが、陳謝で済む問題でしょうか。決裁文書のない公文書を独断で作成し、公印規則に違反したことは重大な問題です。

2点目として、この問題には職員が巻き込まれています。9月議会で公印の規則違反は、はっきりした訳ですから、町長から頼まれて押印し、押印記録を残さなかった職員は誰だということが問題になることぐらい分かっていたことではないですか。

こうした状況にある中、この3か月の間、3度の全員協議会があったわけですが、この件に関して私からの質問に町長自らは一切答えず沈黙し続け一言も発

しませんでした。反省の言葉も全くありませんでした。

11月の全員協議会で押印した職員が見つかったとの報告があり、適正な対応をしていくということで、その後押印した職員、その上司が懲罰委員会にかけられることが分かり、あまりの理不尽さに怒りさえ覚えました。職員が処罰されるのですかと11月議会の全員協議会で「押印を頼んだ町長の対応は」と、同僚の内堀綾子議員に質問され、町長が答えずに内堀副町長が「町長を処罰することはできないので、自ら12月議会で対応されるのでは」と、おっしゃられていました。

こうしたことが町長として恥ずかしくないですか。ご自分で、説明責任を果たすべきではなかったですか。ここまで言われなければ、懲戒の意を表すことはできませんか。給与減額の条例改正を出さなければ収まらない状況に追い込まれたから、仕方なく出してきたとの疑いはこれまでの状況から見て明らかです。今の質疑の中でも町長ご本人からの答弁はありません。全て総務課長にお任せです。

12月9日の全員協議会で初めて町長から次のような説明がありました。「私の業務に関する知識不足がもとよりこととなりまして、公印を職員に押ししてもらい、外部に公文書を交付した事案に関しましては、改めてお詫びを申し上げたいと思います。改正理由は、所定の手続を踏まずに、私町長が行った一連の事務処理が町内の混乱を、この町内の町は町です。混乱を招いたことに対する責任を下に、私町長の給料月額を減額するものです。私の指示に従って、職員に押印してもらい、それにより規則の違反が起きてしまったというものであります。いわゆる実行責任が私にあります。また今回、印を押してもらった職員、そしてその上司である課長についても、役場内部の指導上の措置ということでそれぞれ注意をさせていただくことにもなりました。これにつきましては、通常の規則違反というよりも、私の指示のもと動いてももらったことが背景にあります。したがって、いわゆる、いわゆる懲戒処分ではないレベルの注意にとどめたということでもあります。ただし、そうとはいえ、そのような措置をとることになってしまう、職員に迷惑をかけたことは事実でありますし、それを深く反省するものであります。その他、今回の事案に関する内容はこれまで議会の皆様にご説明してきたとおりでございます。今回は自らの実行責任という実情、事情を踏まえ、給与1か月を20%したいという判断に至ったわけでありまして。今回の判断を軽々にしたわけではなく、深く反省申し上げた上で出させていただいた結論であります。」という説明でありました。職員

を巻き込んでの一連の町長の不祥事は、懲罰進退問題にもなることだと9月議会の私の一般質問の時点で想像できたことではないですか。町長は自分自身に実行責任があると認めたわけですから、職員には何も責任はありません。職員を処分することは認められません。私は事の重大さを認識、自覚していなかったわけですから、これは町長としての資質の問題です。

今回のことと似た事例が他町村にありましたのでご紹介します。

ある町では職員が公印を使って契約書を作成したことなど、不適切事務処理に対しての懲戒処分では、その実際行った当該職員は10%3か月、上司の係長10%3か月、直属の建設課長は10%2か月、関係課長ということで総務課長が10%1か月、なおかつ町長、副町長は10%3か月という大変厳しい懲戒処分の結果となっています。この町での不適切事務処理をしたのは職員でしたがこれだけの厳しい処分。

当町では、公印規則違反をしたのは、自ら最高決定責任者と言っている町長ご自身ではありませんか。今回の条例案は、公文書を独断で作成、公印規則違反の問題についての処分ですが、町長の行政運営には職員へのパワーハラスメントで退職に追い込まれた職員、療養休暇を取得した職員が実際にいます。また、町長が業者に頼まれたものを公の物と一緒に送付した公金支出の問題など、職員や業者を巻き込んだ一連の町長の行政運営には大きな問題があります。

町長としての資質、職員を統率していくトップとしての資質などの点で、大いに問題があると言わざるを得ませんし、この間の一般質問で答弁がころころ変わることから、さらに疑問点も出てきました。

そこで、内堀綾子議員と私とで小園町長の不適切な行政運営の調査に関する決議として、百条委員会の設置を求め調査事項として、1、ふるさと大使に公費で送付した指輪に関する事項、2、日本財団への助成金申請に関する事項、3として職員に対するパワハラ疑惑に関する事項で提出しました。

以上のことから、給与減額で済む問題ではないことから、御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案には反対するものです。

議員の皆様のご賛同を求めまして、反対討論を終わります。

○議長（五味高明君） 次に、議案に賛成の方の発言を許可します。

尾関充紗議員。

(1番 尾関充紗君 登壇)

○1番(尾関充紗君) 議席番号1番、尾関充紗です。私は、御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について、賛成の立場から討論を行わせていただきます。

9月議会の市村千恵子議員の一般質問で、小園町長の不適切な事務処理について表面化しましたが、同9月議会で即問責決議案が上程されました。この際、私は問責決議案に反対しましたが、それは責任を取る必要はないという判断ではなく、同9月議会で開かれた全員協議会で、町長から直接町民へ説明をと、町長に求めており、そしてそれに対し町長からは、「考える」との返答がありました。

そのような経過があった上で、休日を挟んだとはいえ、考えるとの返答があった次の日程で問責決議に賛成をするのは、あまりに事を急ぎすぎではないか、その考えの結果をひとまず待つべきではないかとの考えでありました。

そして今回、小園町長がご自身に減給という形で処分を下された訳ではありますが、今回の小園町長による不適切な事務処理は、これが発端となり御代田町全体へはもちろん、民間団体による子ども第三の居場所事業には特に疑惑の目が向けられる結果となりました。今回の件は単に不適切な手順で事務処理をしたということにとどまらず、多くの関係者に影響を及ぼしたことは大変に残念であり、これに対し自ら責任を取られるのは当然のことと考えます。そして処分の内容以上にしっかりと猛省いただくこと、二度と同じ過ちを繰り返さないことが何よりも重要だということも申し添えさせていただきます。

以上、申し上げまして賛成討論とさせていただきます。

○議長(五味高明君) ほかに討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認め、議案第110号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。着席ください。

よって、議案第110号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。
これにて閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

――町長あいさつ――

○議長（五味高明君） 閉会に先立ち、町長より挨拶を求めます。

小園町長。

(町長 小園拓志君 登壇)

○町長（小園拓志君） 閉会を前に、一言ご挨拶させていただきます。

まずは、本日上程させていただきました私の給料減額に関する条例案について、賛成多数にてお認めいただきましたことに、心から感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

公印の使用に当たり、決裁文書を作成し稟議を回すのが本来のルールでありますけれども、このルールを知らないままに、職員に押ししてもらい完成させてしまったこと、これは役場の規則に明白に違反しているものであり、弁解の余地もありません。印を押しもらった職員、その上司である課長にも大変な迷惑をかけたことは痛恨の極みであります。

このようなミスは今後二度と起こさぬよう、これまで以上に、職員に確認するなど慎重にことを進めてまいりたいと考えております。

この度は、町民の皆様に対し、町政への信頼を損ねることとなってしまい、重ね重ねお詫び申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

既に任期の終わりまで短い期間ですけれども、一層業務に精励することでこの反省を形にしたいと考えております。

さて、私の今後についてであります。来年2月執行の御代田町町長選挙に立候補させていただくことをここに表明いたします。平成31年、2019年2月に町長就任後、私は財政をしっかりと改善し、次の町政を前に進めるための基盤づくりに力を注いでまいりました。ふるさと納税の大幅な増加と人口増による国からの地方交付税の増加、その他国からの交付金の増加により、3年間で町の貯金である基金は7億円増え、借金である町債は12億5,000万円減らすことができました。

これにより今後思い切って予算を編成し、町民の皆様のお役に立てるベースができたものと考えております。

給食費の無償化をはじめとした子育て教育施策、介護保険料の据置きや国保税の引下げ、高齢者生活応援券配布の開始など、主に年齢の高い皆さんの負担軽減策、幹線道路はもちろん細かな生活道路まで目を配った道路の改良修繕など、短期間で実現できる施策については、かなりの部分実行できたことには大変安堵しているところでもあります。

しかしながらそのようにして、次の御代田町に向けた基盤ができてきたことにより、さらに乗り越えるべき課題が見えてきたように感じております。子育て教育施策のさらなる充実、子どもが夢を大きく育むのを全力で応援していくこと、町民の健康寿命をできる限り伸ばしていくこと、災害や突発的な事象に備え、町民の命と暮らしを守ること、もちろん商工業や農業の振興もウイズコロナ、アフターコロナを見据えつつ、先手を打たなくてはなりません。

そういった数々の課題を目の前にして、その解決は並大抵のことではありませんけれども、今日も町民のために奮闘し続けている役場職員の皆様と共に、時にはスピード感を持って、また時にはじっくり慎重に話し合いながら、同じ歩みの速さで、事を進めていきたいと考えております。

まだまだ私は未熟者です。未熟ゆえにご心配をおかけし、未熟ゆえに失敗してしまうこともあります。失敗したときに、その失敗を反省し、その失敗と謙虚に向き合い二度と起こさないこと。そして失敗をできるだけ避けられるように、あらかじめ職員、周囲の皆さん、そして町民の皆さんから声を聞き、常に改善していくことが必要だと考えております。

町長に就任後のおよそ4年間、いつも心がけてきたことは、とにかく町民の皆様のためということ。令和元年東日本台風被害からの復旧、新型コロナウイルス感染症への対応など、できるだけ早く、皆様のお役に立てるように進めてまいりました。ただ時に少し急ぎ過ぎたところもあるのかもしれませんが。今後は職員の皆さんの声、そしてもちろんのこと、町民の皆様の声聞きながら、じっくりと進めるときはじっくりと慎重に対応していく決意であります。

ご意見、ご批判を謙虚に受け止め、犯した失敗は二度と繰り返さぬよう全身全霊で事に当たってまいります。町民の皆様のご理解を賜って、御代田町のさらに次の

未来を描いてまいりたいと思います。何卒よろしく願いいたします。

これにて、令和4年第4回御代田町議会定例会を閉じます。

これからさらに寒さが厳しくなっています。議会の皆様、そして町民の皆様、お体にくれぐれもご留意いただきまして、健やかに新年をお迎えください。ありがとうございました。

――閉　　会――

○議長（五味高明君）　以上をもちまして、令和4年第4回御代田町議会定例会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉　会　午前11時09分